

兵庫県の最低賃金

時間額

1,099 円

(令和6年12月1日発効)

塗料製造業

時間額

1,053 円

(令和6年12月1日発効)

計量器・測定器・
分析機器・試験機・
測量機械器具製造業

時間額

1,116 円

(令和6年12月1日発効)

鉄鋼業

時間額

1,052 円

(令和6年10月1日発効)

兵庫県最低賃金

時間額

1,126 円

(令和6年12月1日発効)

輸送用機械器具製造業

時間額

1,087 円

(令和6年12月1日発効)

はん用機械器具製造業、
生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業

時間額

1,053 円

(令和6年12月1日発効)

電子部品・デバイス・
電子回路製造業、
電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業

「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」
は、令和6年10月1日から兵庫県最低賃金
(時間額1,052円)が適用されています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金(1,102 円以下)を 30 円以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。詳しくは兵庫労働局雇用環境・均等部企画課(TEL 078-367-0700)へお問い合わせください。

兵庫労働局 ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



- 各最低賃金の発効日が異なりますので、発効日を確認してください。
- 業務・年齢等により特定(産業別)最低賃金の適用が除外され兵庫県最低賃金が適用される場合があります。
- 詳しいことは兵庫労働局労働基準部賃金室(TEL 078-367-9154)又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。